特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （1）自立支援給付（以下の①～⑮）に関すること ①介護給付費 ②特例介護給付費 ③訓練等給付費 ④特例訓練等給付費 ⑤特定障害者特別給付費 ⑥特例特定障害者特別給付費
③システムの名称	①福祉総合システム　②住民情報システム　③情報提供ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、医療保険給付の支給に関する情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表117の項 番号法第9条第2項（利用範囲）及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第第4条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携（照会）番号法第19条第8，9号別表117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表144～146の項及び第146～148条 弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第第4条第1項 情報連携（提供）番号法第19条第8，9号別表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX　0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	弘前市役所 福祉部　障がい福祉課　障がい者医療・給付係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7036 FAX 0172-32-1166
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違っていないか複数人での確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリー等の電子記録媒体は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。なお、USBメモリーは業務端末上の使用を制限されている。また、事務取扱担当者に対しては、情報セキュリティ研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表二 108の項、109の項、110の項	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二 108、109、110項	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年9月30日　時点	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年9月30日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅰ-5②所属長	福祉政策課長　赤石　仁	福祉政策課長　今　敏行	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成28年9月30日　時点	平成30年5月1日　時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成28年9月30日　時点	平成30年5月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-5①部署	健康福祉部福祉政策課	福祉部障がい福祉課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-5②所属長の役職名	福祉政策課長　今　敏行	課長(様式変更に伴う訂正)	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-7請求先	弘前市役所 経営戦略部　法務契約課　文書・法規担当	弘前市役所 企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-8連絡先	弘前市役所 健康福祉部　福祉政策課　障がい福祉係	弘前市役所 福祉部　障がい福祉課　障がい者医療・給付係	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成30年5月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成30年5月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	―	様式変更に伴う追記	事後	
令和3年2月19日	評価書名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給	事後	
令和3年2月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	弘前市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援	弘前市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援	事後	
令和3年2月19日	Ⅰ-1①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給	事後	
令和3年2月19日	Ⅰ-1②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定	事後	
		⑧手話奉仕員養成研修事業(必須) ⑨移動支援事業(必須)		事後	
		⑮専門性の高い相談支援事業(必須) 　ｉ発達障害者支援センター運営事業		事後	
令和3年2月19日	Ⅰ-1③システムの名称	①福祉総合システム ②住民情報システム	①福祉総合システム ②住民情報システム	事後	
令和3年2月19日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	障がい者情報ファイル	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報	事後	
令和3年2月19日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年2月19日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年2月19日	Ⅳ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年5月26日	Ⅰ-1②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定	事後	
令和3年5月26日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一84の項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一84の項	事後	
令和3年5月26日	I-4②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二108、109、110項	情報連携(照会)番号法第19条第7、8号別表第二108、109、110項	事後	
令和3年5月26日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年5月26日	Ⅱ-2特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和3年5月26日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年10月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年10月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年10月29日	I-4②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第7、8号別表第二108、109、110項	情報連携(照会)番号法第19条第8, 9号別表第二108、109、110項	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、医療保険給付の支給に	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一84の項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表117の項	事後	
令和6年11月26日	Ⅰ-4②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第8、9号別表第二108、109、110項	情報連携(照会)番号法第19条第8、9号別表117の項	事後	
令和6年11月26日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	―	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-8判断の根拠	―	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	―	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11当該対策は十分か	―	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11判断の根拠	―	特定個人情報を含む書類やUSBメモリー等の電子記録媒体は、施錠できる書棚に保管するこ	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	